

点検評価ポートフォリオ 釧路公立大学

2024年5月

はじめに

釧路公立大学は、「地域に結びつき開かれた大学」、「国際性を重視する大学」、「理論と実践の相まった大学」という3つの建学の理念を掲げて、1988年度に開学した。釧路地域の市町村による一部事務組合方式による大学創設は、4年制大学としては全国初の取り組みであり、その後の地方都市における公立大学新設の先駆けとなった。

以後、海外の大学との姉妹校提携や学術交流、経営学科の新設（1996年度）、地域経済研究センターの設立（1999年度）など、先の建学の理念を具体化する体制を整えながら、大学の質向上を目指してきた。そして2023年度からは公立大学法人化し、さらなる改革に取り組んでいる。

大学創設以来、大学を取り巻く環境は大きく変化し、1991年度の大学設置基準の一部改正（いわゆる「大綱化」）以降、規制緩和による特色ある大学の創出に向けて一般教育課程の改組、学部一貫教育を目指したカリキュラム改定が行われてきた。改革が進められる中、1995年度には、本学にとって初めての自己点検・評価報告書となった『釧路公立大学の現状と課題』を公表した。それを受けて、1996年度には、本学において常設の自己点検評価委員会を設置する規程を整備し、翌年度からは財団法人大学基準協会（以下、大学基準協会）の賛助会員となった。2000年には2回目の『自己点検・評価報告書』を取りまとめ、その翌年に正会員として加盟・登録された。

その後、2002年度から2004年度にかけて「自己点検評価および第三者評価の実施」や「文部科学大臣の認証を受けた認証機関による大学評価を定期的に受けること」が義務付けられるなか、釧路公立大学は2010年度に大学基準協会の第1期の認証評価を受け、「適合」と判定された。2017年度には第2期の認証評価を受け、「適合」と認定されている。その際、指摘された課題については、2022年度に改善結果を報告し、承認されている。同年度中には、内部質保証をこれまで以上に積極的に

推進すべく、自己点検評価委員会に代わって、内部質保証推進会議を新設した。

建学の理念を具体化すべく設定されたディプロマ・ポリシーでは、経済学、経営学の専門科目を学ぶだけでなく、その関連分野を体系的に修得することで幅広く深い教養を身につけること、また、「地域の視点」をもつと同時に「国際的な視野」を備えた理論的で実践力のある人材を育てることを掲げてきた。

2024年度から運用が始まった新カリキュラムは、前年度までに学長主導のワーキング・グループにおいて議論された内容をもとに整備され、上記のディプロマ・ポリシーや、少人数教育や初年次教育への配慮を促すカリキュラム・ポリシーをより明確にする工夫がなされている。なかでも、履修コースとして経済学科のなかに経済コースと地域社会コースを、経営学科のなかに経営コースを設けたり、段階的な学科選択を可能にしたり、1年次から2年次に、3年次以降の専門ゼミナールへの移行をスムーズにするための方策が講じられるなど、学生の多様な関心に対応した改革が行われている。

開学から35年間、本学の一貫して努力してきた地域を担う人材の育成は、「地方創生」の観点から重要性を増しており、そして本学の近年の取り組みは、学生の実践的な学習、地域で活躍している社会人のリカレント教育、大学教員の地域課題への取り組み、学生の就職、地域振興といった諸課題に応えるべく工夫されたものである。

今回の一般財団法人大学教育質保証・評価センターでの大学機関別認証評価受審に際して、内部質保証推進会議は学内各部局の自己点検・評価作業のとりまとめを行い、特に公立大学の性格に対応した評価の基本的な方針や3つの評価基準に則って、点検評価ポートフォリオを完成させた。

今回の受審において明らかになった課題については、全学をあげて改善に取り組み、本学の特色をさらに発展させていきたい。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教員組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「学生の学習成果の把握と分析」【学習成果】	37
取組み2 「教育環境の充実に向けた学生支援」	38
取組み3 「研究活動と教育の進展に向けた取組み」	39
取組み4 「〇〇〇」	40
取組み5 「〇〇〇」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「研究成果の地域への還元に資する取組み」	45
取組み2 「教育・研究において地域と結びつく特色ある取組み」	46
取組み3 「ゼミナール充実のための実践的取組み」	47
取組み4 「国際的な視野をもつ学生を育てるための取組み」	48
取組み5 「〇〇〇」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

釧路公立大学（設置者：公立大学法人釧路公立大学）

(2) 所在地

北海道釧路市芦野4丁目1番1号

(3) 学部等の構成

学部：経済学部

学科：経済学科、経営学科

その他の組織：附属図書館、地域経済研究センター

(4) 学生数及び教職員数（2024年5月1日現在）

学生数：1,293人

専任教員数：35人（採用内定者を含めると37人）

専任職員数：23人

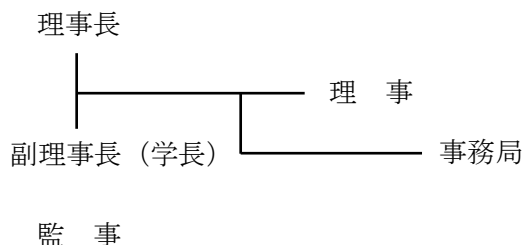
(5) 理念と特徴

釧路公立大学は、「地域に結びつき開かれた大学」、「国際性を重視する大学」、「理論と実践の相まった大学」の3つを建学の理念としている。

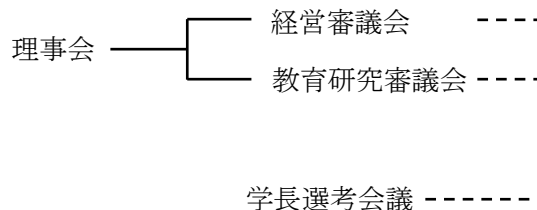
学則第1条は、「広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、高い識見と国際的な視野をもつ人間性豊かな人材を養成するとともに、社会に結びつき、開かれた大学として、産業経済の興隆と文化の向上発展に貢献すること」を本学の教育研究上の目的として定めている。

(6) 大学組織図

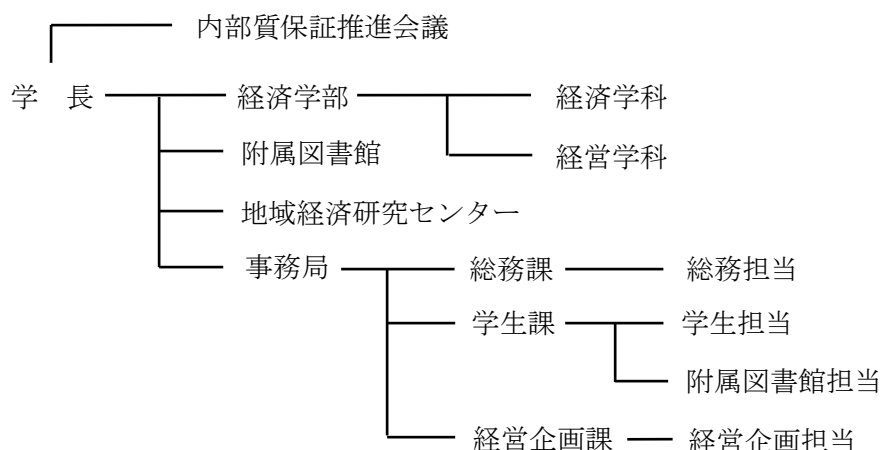
<法人組織>



<審議・運営組織>



<釧路公立大学組織図>



理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。任命は、釧路公立大学事務組合管理者が行い、任期は4年となる。

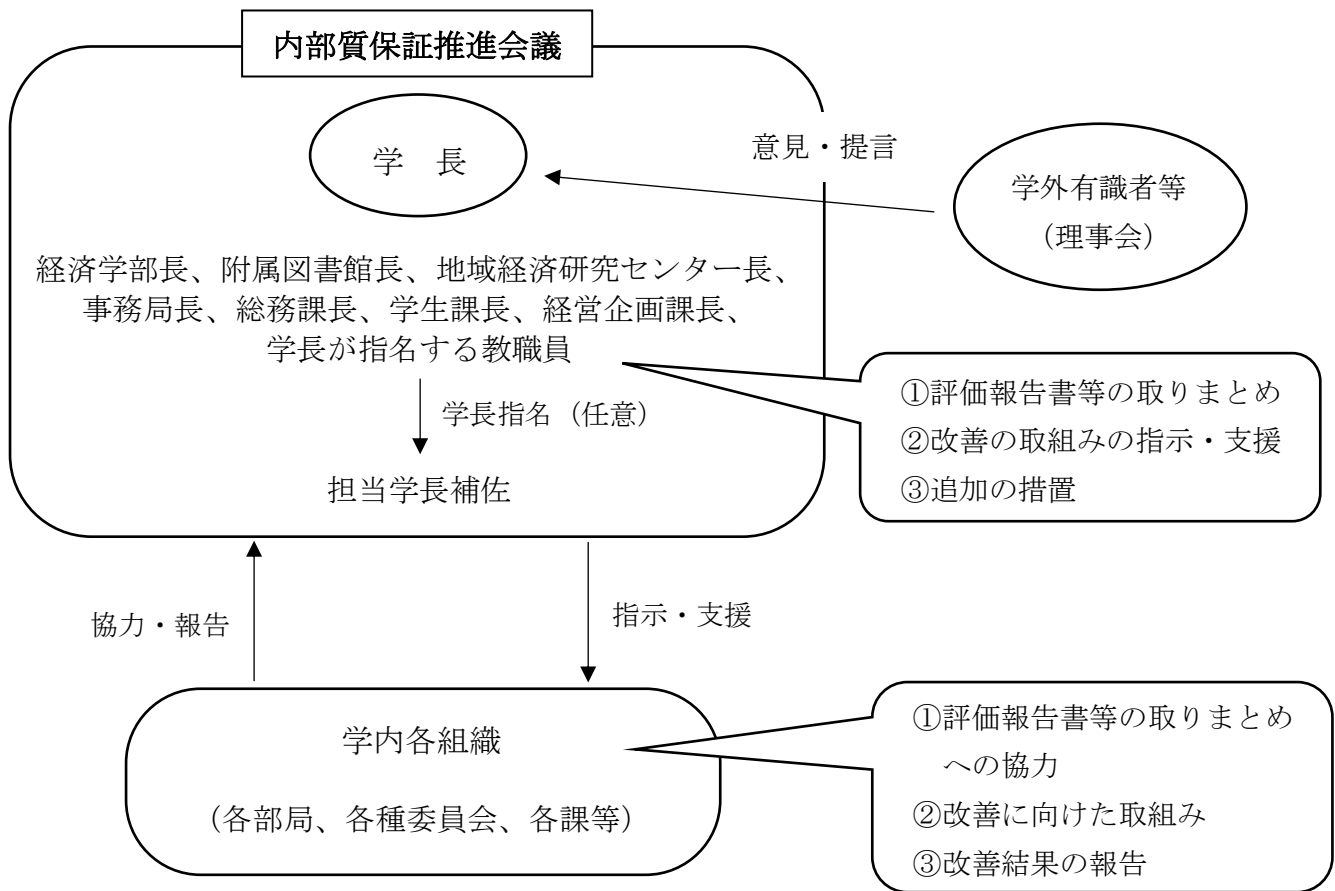
学長は、法人に置く学長選考会議による厳格な選考に基づき、理事長が任命する。任期は4年とし、1回に限り再任することができる。

経済学部長は、経済学部の教員のうちから学長が選考し、理事長が任命する。任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

また、附属図書館（学則第3条）及び地域経済研究センター（学則第4条）を置き、附属図書館長、地域経済研究センター長がそれぞれ附属図書館、地域経済研究センターの業務を総括する。

事務組織は、3課で組織し、総務課（総務担当）、学生課（学生担当、附属図書館担当）、経営企画課（経営企画担当）を置き、各担当の事務分掌は、公立大学法人釧路公立大学組織規程にて明確に示している。

(7) 内部質保証体制図



全学的な内部質保証は、学長を議長とし、経済学部長、附属図書館長、地域経済研究センター長、事務局長、総務課長、学生課長、経営企画課長及び学長が指名する教職員で構成される内部質保証推進会議が主体となり、本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として位置づけている。また、学長は内部質保証推進担当学長補佐を指名し、その推進等に関する業務をさせることができる規定となっている。

なお、釧路公立大学における内部質保証の推進等に関する規程第6条第1項に基づき、学内の各組織は、推進会議の求めに応じ、自己点検・評価及び認証評価受審に関し必要な資料の提供その他の協力を行うものとしており、同第2号により推進会議は各組織から提出された資料等を活用し、評価報告書等を取りまとめることとなっている。

また、自己点検・評価について、理事会（法人化前は地域懇談会）で学外の有識者等から意見を聴き、改善に向けた取組みを行っている。

今般の認証評価の際に求められた点検評価ポートフォリオの作成については、内部質保証推進会議が中心となり、各組織との意見交換やヒアリングを行いながら全学的に取り組を進めてきた。

今回明らかになった課題等については、速やかに学内で展開し改善に取り組み、また、大学の特色として再確認した取組みをさらに進展させることで本学の建学の理念の達成に努めることとする。

大学の目的

(1) 学則

釧路公立大学学則

(目的)

第1条 釧路公立大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、高い識見と国際的な視野をもつ人間性豊かな人材を養成するとともに、社会に結びつき、開かれた大学として、産業経済の興隆と文化の向上発展に貢献することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、「地域に結びつき開かれた大学」、「国際性を重視する大学」、「理論と実践の相まった大学」の3つを建学の理念として、1988年に開学した。

この建学の理念に沿って、学則第1条で「広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、高い識見と国際的な視野をもつ人間性豊かな人材を養成するとともに、社会に結びつき、開かれた大学として、産業経済の興隆と文化の向上発展に貢献すること」を本学の教育研究上の目的として定めている。

釧路地域の課題として、①高等教育機関が少ないために大学進学率が低いこと、②地域の産業経済の活性化を図るために、高等教育を受けたい若い人材育成が急務なこと、③地域の教育文化の向上、④若年層の定住基盤の整備があげられる。

本学は、これらを含む地域の諸課題にこたえるべく大学の組織としてより柔軟性を高めるため、2023年4月に法人化し、建学の理念に沿った上記の目的を継承している。

2) 設置学部・学科

本学では、建学の理念を具現化するために①専門教育としての経済学、経営学及び周辺分野の学識を体系的に習得するとともに、幅広く深い教養、的確な判断力と創造力、豊かな人間性を養い、生涯にわたり主体的に「学ぶ力」をもつことができる人材、②「地域の視点」をもつと同時に「国際的な視野」を備えた、理論的で実践力をもった人材を育成している。これらの人物像は、学則第1条で定めた目的を体現したものである。

学則第2条では、建学の理念と教育研究上の目的に適切な学問分野として、経済学部の中に経済学科と経営学科を置く1学部2学科を定めている。

3) 地域経済研究センター

地域経済研究センターは、「地域に結びつき開かれた大学」としての社会科学系研究機関・地域のシンクタンクとしての期待を背負って、1999年6月に開設されている。

歴代の地域経済研究センター長には大学以外での実務経験を有する有識者が就任しており、大学と学外を結びつける即戦力としての役割を担っている。外部資金による「共同研究プロジェクト」の推進、客員研究員システムを用いての内外の研究スタッフによる研究活動、地元の行政スタッフや民間人が加わった組織を通じて、道東地域の現状や課題の検証、地域課

題の解決や活性化に向けた方策、地域の実践を踏まえた創造的な政策のあり方などの地域政策研究に取り組んでいる。

それらの研究成果については、さまざまな報告書などで公表するとともに、地域経済セミナーやフォーラムなどを開催して情報発信にも努めている。

4) 収容定員

学部・学科の収容定員については、学則第2条に定めており、充足している状況にある。また、入学定員に対する入学者数(入学定員充足率)も適正に管理されている。

本学の入試は、開学以来、毎年、一般選抜(前期日程・中期日程)、特別選抜で行われている。

入試委員会では、過去の入試データを参考に入学辞退率などを推計した上で適正な合否判定を行い、過剰な定員数にならないような工夫をしている。

これまで学科単位での募集をしていたが、2024年度からは入学後に幅広い分野の教育を受けながら自らの適性や関心に基づき専攻分野を決めることができるように、学部単位での募集に変更している。

入学者の数は、従来、定員に対して若干の超過の傾向がみられたが、2024年度は以下のとおり適正化している。

表 入学状況と収容定員、学生数(2024年5月1日現在)

(人)

学科	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	在学学生数
経済学部	300	302	101%	1,200	1,293

5) 名称

大学、学部、学科の名称は、本学の建学の理念・教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当と言える。

自己評価結果	「イ 教育研究上の基本となる組織に関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	○ 釧路公立大学学則 第1条（目的） ○ 大学 HP: 建学の理念
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	(同上)
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	○ 釧路公立大学学則 第2条（学部、学科及び定員） ○ 大学 HP: 経済学部
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	○ 釧路公立大学学則 第2条（学部、学科及び定員） ○ 大学 HP: 教育研究上の基本組織 / 学科紹介
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	○ 釧路公立大学学則 第2条（学部、学科及び定員） ○ 大学 HP: 収容定員及び在学する学生の数
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	○ 釧路公立大学学則 第1条（目的） ○ 大学 HP: 建学の理念

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

大学院の設置なし	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教授会 本学では、学則第 6 条及び公立大学法人釧路公立大学教授会規程に基づき教授会を設置している。 教授会は、学長が議長を務め、専任の教員で組織している。 教授会は、学生の入学、卒業、学位の授与及び教育研究に関する重要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べるができる。</p> <p>2) 教員組織 教員組織は、専任教員のうち教授 20 人(学長、地域経済研究センター長を含む)、准教授 11 人、講師 4 人の 35 人からなっている(2024 年 5 月現在)。前年度中の退職者が見込みより多かったこと、採用内定者の着任時期の後ろ倒しにより、一時的に基準教員数(37 人)を下回る状況にあるが、2024 年 9 月に 1 人、2025 年 4 月に 1 人の採用が内定しており、基準教員数の不足については速やかに解消できる見通しが得られている。これに加えて、今年度、複数名の教員採用人事手続きも進めている。 学則第 5 条第 2 項において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定し、学長が大学の包括的な責任者としての職務と権限を有することを明らかにしている。また、学則その他諸規程に基づいて、経済学部長、附属図書館長、地域経済研究センター長が各権限に属する職務を遂行している。 また、全教員が複数の委員会等に所属し、大学運営にかかわるさまざまな課題の解決や円滑な進行に携わっている。現行では、教員人事、入試、教務、学生、就職、企画、教職課程、紀要、地域分析研究、DX検討、国際交流、FD・SD、広報の 13 委員会のほか、図書館、地域経済研究センターの各運営委員会が設けられている。各委員会は事務局職員も参加し、教職協働のもと運営している。</p> <p>3) 教員の採用・年齢構成・専任教員数等 専任教員の採用については、「公立大学法人釧路公立大学教員人事委員会規程」、「公立大学法人釧路公立大学教員の採用及び昇任選考の手続に関する規程」に基づいて、公募を原則とし、公募によって適格者が得られない場合に限り推薦による選考を実施しているが、いずれも公平・公正に手続きが行われている。</p>	<p>専任教員 35 人の年齢構成は、60 歳代 4 人、50 歳代 14 人、40 歳代 11 人、30 歳代 6 人である。勤続年数別では、10 年未満が 18 人、10～20 年が 8 人、21 年以上が 9 人であり、10 年未満が 51.4%を占めている(2024 年 5 月現在)。</p> <p>4) 授業科目の担当 授業科目の担当教員の適合性については、「公立大学法人釧路公立大学教員人事委員会規程」に基づき、教員人事委員会が判断して教授会に報告している。 専任教員が担当科目を追加・変更する場合や非常勤講師の採用についても教員人事委員会が審査を行っている。 演習科目を含む必修科目を中心とした主要科目については、原則として専任教員が担当している。その結果、専任教員は、全学年に開講されている何らかのゼミを担当しており、教員と学生の距離感が近いことも本学の特徴の一つである。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>基準教員数の不足については早期に解消できる見通しであり、「ロ 教員組織に関すること」に関し、関係法令に概ね適合すると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>○釧路公立大学学則第6条（教授会）</p> <p>○公立大学法人釧路公立大学教授会規程</p> <p>○釧路公立大学学則第6条第3項第3号の学長が定める事項</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</p> <p>② 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>○釧路公立大学学則第5条（職員）</p> <p>○公立大学法人釧路公立大学教員人事委員会規程</p> <p>○公立大学法人釧路公立大学教員の採用及び昇任選考の手続に関する規程</p> <p>○公立大学法人釧路公立大学教員の採用及び昇任選考基準</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>○釧路公立大学学則第18条（授業科目及び単位数）</p> <p>○大学HP: シラバス／学習支援システム Glexa</p> <p>○実務経験のある教員による授業科目</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>○公立大学法人釧路公立大学職員就業規則</p>

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

大学院の設置なし	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>本学では、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、一般選抜(前期日程・中期日程 定員 190 人)及び特別選抜(学校推薦型・帰国生徒特別・社会人特別 定員 110 人)を実施している。各選抜方式に応じて試験科目を設定し、本学での学びの適性等を総合的に評価している。</p> <p>特別な配慮が必要な入学志願者には、事前相談を受付ける旨を入学者選抜要項に明記している。本人からの申し出による合理的配慮として、別室受験、座席の前方指定、補聴器の装着、問題冊子・解答用紙の拡大等を実施している。</p> <p>入試委員会では、毎年の入学者選抜試験の実施体制を定めて合否判定を行い、その後、教授会の議を経て、学長が合格者を決定している。試験の実施にあたっては、公正な業務の遂行に留意している。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業等</p> <p>授業科目と履修方法等については、学則第 6 章(第 18～30 条まで)、具体的なカリキュラムは別表第 1、教職課程のカリキュラムは別表第 2 に定めている。2024 年度の入学者から新カリキュラム(2024 カリ)を採用し、2 年次以上の学生へは旧カリキュラム(2014 カリ)が継続されている。</p> <p>本学では、2 学科を設置しているが、各学科での卒業要件に影響しない範囲内において、学科にとらわれずに学生の興味関心に沿った履修が行えるような柔軟な構成をとっている。他方では、プログラム制を導入し、関連する科目を一定以上履修した場合には、プログラム認定をすることで体系的な履修を促している。</p> <p>各授業科目の単位数は、大学設置基準第 21 条に基づき適切に定められており、履修手続き等については、年度初めのオリエンテーションやシラバス上で必要な説明を行い、学生への周知を図っている。</p> <p>シラバスは電子化され、更新の時期を除き、常時アクセスが可能な状態となっている。シラバスでは、テーマやキーワードを設定して検索の便宜を図るほか、授業内容や到達目標、授業計画についての記載内容が統一されている。</p> <p>シラバスの記載内容については、教務委員会が所掌し、改善に取り組んでいる。</p> <p>学年暦上で半期 15 週の授業回数を確保し、このほかに試験期間を設けている。2014 カリでは、卒業論文の授業科目はな</p>	<p>く、教員の判断によりゼミの中で論文指導等が行われている。2024 カリでは、新たに卒業研究が科目として新設されたが、その具体的な評価基準等については、開講時期(2027 年度)までに検討される。</p> <p>3) 成績評価基準・卒業認定要件</p> <p>成績評価基準並びに卒業判定基準については、学則と履修規程において定め、学生便覧や大学ホームページで明示しており、各科目の成績評価の基準は、各教員がシラバスで公開している。</p> <p>2021 年度の自己点検・評価で、成績評価の客観性・厳格性を担保する仕組みの検討を課題として掲げ、教務委員会での検討を経て 2023 年度から成績確認制度を導入した。</p> <p>GPAについては、2017 年度より卒業時の成績優秀者の判定に通常GPA(2021 年度よりGPも併用)が、また 2023 年度より同窓会による各学年の成績優秀者の表彰にGP(2024 年度よりGPAも)が活用されている。</p> <p>卒業認定については、教務委員会での確認、教授会での審議を経た上で、学長が行っている。</p> <p>4) 履修科目の登録の上限</p> <p>本学では、履修規程に基づきCAP制を導入している。年間の履修上限を 48 単位とし、1・2 年次には半期で 28 単位までとしている。なお、教職課程履修者、姉妹校等への派遣学生については、一部例外が設けられている。</p> <p>2 年次から 3 年次への進級には、分野別の単位数を満たし、かつ合計 48 単位以上修得しないと進級が認められない要件が設けられている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>「ハ 教育課程に関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜）</p> <p>入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>○釧路公立大学学則 第15条（入学者の選考）</p> <p>○大学 HP: アドミッション・ポリシー／入学者選抜要項</p> <p>○公立大学法人釧路公立大学各種委員会の運営等に関する規程</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針）</p> <p>大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>○釧路公立大学学則 第18条（授業科目及び単位数）・第22条（必要単位） 第26条（教員の免許状授与の所要資格の取得）・第36条（学位）</p> <p>○釧路公立大学履修規程</p> <p>○大学 HP: カリキュラム・ポリシー</p> <p>○学生便覧（プログラム制に関する要項 P.158～）</p> <p>○大学 HP: 教職課程／シラバス／教育方針／カリキュラム紹介</p> <p>（同上）</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法）</p> <p>教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	（同上）
④	<p>第二十一条（単位）</p> <p>各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>○釧路公立大学学則 第18条（授業科目及び単位数）・第21条（単位の計算方法）・第22条（必要単位） 第36条（学位）</p> <p>○釧路公立大学履修規程</p> <p>○大学 HP: シラバス／カリキュラム紹介／授業・履修・授業時間</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間）</p> <p>一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	○学年歴
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間）</p> <p>各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	（同上）
⑦	<p>第二十五条（授業の方法）</p> <p>授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>○釧路公立大学学則 第19条（授業の方法）</p> <p>○学生便覧（履修案内 P.7～）</p> <p>○大学案内（P.9～）</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</p> <p>大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百四十七条を参照すること</p>	<p>○釧路公立大学学則 第23条（単位の授与）・第25条（成績の評価）・第35条（卒業）・第36条（学位）</p> <p>○釧路公立大学履修規程</p> <p>○学生便覧（履修案内 P.7～）</p> <p>○大学 HP: シラバス／学修の評価、卒業認定基準等</p> <p>（同上）</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与）</p> <p>大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	（同上）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</p> <p>大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>○釧路公立大学履修規程</p> <p>○大学 HP: シラバス／授業・履修／学修の評価、卒業認定基準等</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

大学院の設置なし	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること</p>	
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・校舎、附属施設、施設・設備等

本学の校地面積は、158,243 m²(設置基準上 12,000 m²以上)、校舎面積は、19,244 m²(設置基準上 6,280 m²以上)となっており、大学設置基準上必要な面積を満たしている。

校舎には、本館と体育館棟があり、本館には、アトリウム、講義室、ゼミ室、電算実習室、附属図書館、保健室、学生相談室、キャリアセンター、地域経済研究センター、教員談話室、食堂、売店、学生ホール、事務室などを備えており、専任教員には、個室(24 m²)の研究室が割り当てられている。

体育館棟には、アリーナ、柔剣道場、トレーニングルーム、部室などを備えている。また、屋外施設としては、多目的総合グラウンド、野球場、全天候型テニスコート、パークゴルフ場、屋外部室棟、バーベキューコーナーがある。パークゴルフ場については、休日や長期休業期間中など学生が使用しない期間は、地域住民に無償で開放している。バーベキューコーナーは、ゼミやサークル活動、または学生の交流の場として利用されている。

障がい者への配慮については、専用の駐車スペース、玄関のスロープと自動ドア、手すり、エレベーター、身障者用トイレ(オストメイト対応)を設置するなど、障がいのある学生等の利用環境を整備している。

施設・設備等の維持管理については、総務課が担当し、警備、清掃、草刈、除雪、エレベーター保守点検等の業務をそれぞれ精通した業者に委託し、常時、総務課職員と連携及び確認を取るよう指導し、適正な維持管理に努めている。

なお、施設・設備の大規模な改修は、施設・設備の長寿命化や計画的な整備を目的として策定した「釧路公立大学施設改修計画」に基づき実施している。これまでの大規模な改修事業としては、2022年度に図書館棟屋上防水・外壁改修及び校舎棟屋上防水改修工事、2022～2023年度の2か年で真空温水器更新工事、煙突改修工事などを実施している。

2) 附属図書館

附属図書館は、学則第3条に基づいて設置され、釧路公立大学附属図書館規程に基づいて運営されている。

図書館施設については、2005年に大規模な増築工事が行われた結果、施設面積は2,293 m²、閲覧スペースの座席数は240席、蔵書収納量は約40万冊に拡充された。1階には視

聴覚機器を備えたグループ学習室が3室(定員は20人、12人、6人)あり、予約制での利用になっており、おもにゼミの授業で活用されている。2階には、情報検索・視聴覚コーナー、新聞コーナー、新着図書コーナー、学生用図書コーナーなどが設けられ、利用目的に応じて快適に利用できるようになっている。

蔵書数は、2015年度の231,568冊(和書194,612冊、洋書36,956冊)から2023年度には270,697冊(和書229,655冊、洋書41,042冊)へと1.17倍に増加している。経済学部の単科大学であるため、社会科学系の蔵書の割合が全体の40%を占めているが、文学や歴史・哲学などの人文科学系、そのほか自然科学系などの分野へも配慮された構成になっている。

雑誌のタイトル数は、2015年度の2,536(和雑誌2,359、洋雑誌177)から2023年度には2,607(和雑誌2,424、洋雑誌183)に増加している。

このような蔵書数の整備には、図書館職員による図書の選定のほか、毎年教員からの推薦図書の購入予算や学生からのリクエストに応じられる予算が確保されているなど、開学以来、図書購入費は概ね一定額が維持されている。2015年度の図書購入予算は56,308千円であり、2023年度には56,891千円が計上されている。

図書館職員は、常勤職員が1人、非常勤職員が1人、図書館司書の資格を有する非常勤職員が3人配置され、カウンター業務を担っている。

また、地域住民に対しては、利用手続きを経て本学図書館を利用することができ、学生や教職員は「北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス」を利用することにより、道内38大学46図書館の所蔵資料の閲覧、文献複写サービスなどを利用することができる。

自己評価結果	「二 施設及び設備に関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。
優れた点	施設及び設備の改修については、施設改修計画に基づき、予算の平準化を図りつつ優先度の高い改修を計画的に進めている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>○大学 HP: キャンパスライフ ○大学案内 (P.37~) ○学生便覧 (施設案内 P.169~)</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	(同上)
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>○学生便覧 (施設案内 P.169~) ○釧路公立大学 第2期施設改修計画</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>○釧路公立大学学則 — 第3条（附属図書館） ○釧路公立大学附属図書館規程 ○釧路公立大学附属図書館利用規程 ○大学 HP: 附属図書館</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織 本学では、公立大学法人釧路公立大学組織規程に定めるとおり、3 課(総務課・学生課・経営企画課)で組織し、総務課に 1 担当(総務担当)、学生課に 2 担当(学生担当・附属図書館担当)、経営企画課に 1 担当(経営企画担当)を置いている。附属機関である地域経済研究センターは総務課、附属図書館は学生課の所管で、事務組織の運営は、事務局長が所掌事務を統括する。</p> <p>職員数は、2024 年 5 月 1 日現在で専任職員 23 人、任期付職員 13 人の合計 36 人の構成となっている。</p> <p>2) 厚生補導の組織 本学では、学生委員会を設置し、課外活動や保健管理、福利厚生面も含め学生生活全般に関する事項を取り扱っている。保健室や相談室、自由に利用可能なパソコンを配備した電算実習室など、学生の安全・安心な修学環境を確保している。</p> <p>保健管理では、月に1~2回の学校医による健康相談日を行っているほか、保健室勤務の看護師 2 人が心の健康問題等に関する相談も随時対応している。また、週に 1~2 回臨床心理士によるカウンセリングを受診できる環境も整えている。</p> <p>障がいや疾病のある学生への支援として「障がい学生等支援連絡会議」を設け、「教職員対応要領」及び「障がい学生等支援対応マニュアル」を作成し、合理的な配慮を行う体制を整えている。入学時に提出する健康調査書の項目に障がい・疾病等の記載があった場合は、必要に応じて保護者等にも状況を確認した上で、教員に対して授業中の配慮を依頼している。また、各学年の健康診断時に、心配事等を含め体調面の不安などについて聞き取りを行っている。</p> <p>そのほか、教職員を対象に外部講師による研修会を開催し、障がい・疾病等についての見解・知識習得に努めているほか、担当職員や看護師については、外部研修へ参加するなどスキルアップに努めている。</p> <p>ハラスメントについては、「公立大学法人釧路公立大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」及び「ガイドライン」を作成し、7 人の教職員で構成する相談員による相談を常時受付ける体制を整備している。相談があった場合には、速やかにハラスメント防止対策会議をはじめとする体制に沿って対応できるようにしている。</p>	<p>また、教職員を対象に外部講師による研修会を開催し、ハラスメントの未然防止や対応方法の改善に向けた取組みに努めている。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制 本学では、就職にかかわる進路指導及びキャリア支援については、就職委員会の所掌のもと、各専任教員、キャリアセンター、学生課職員で行っている。</p> <p>キャリアセンターでは、卒業後の進路を決めるために必要な情報を提供するとともに、キャリア形成に関する疑問や不安を解消するサポートを行うためのキャリアコンサルタントを常駐させて、随時、個別相談に対応するほか、模擬面接や履歴書・エントリーシートの添削、カウンセリング等を行っている。</p> <p>また、民間企業をはじめ卒業生や自治体職員など、さまざまな分野の講師による各種講座を年間約 60 回程度開催し、就職支援体制を整えている。講座の内容は、学年や就職の方向性などに合わせ、1・2 年次向けには、就活の準備的な講座、また公務員志望者向けには公務員ガイダンスなど、早い段階で就職やキャリア形成の意識を高めていけるように支援している。</p> <p>その他にも帰省中における就職活動のため、本学では学職オンラインサービスの利用契約を結び、学生が全国どこにいても就職相談や面接対策、就活ノウハウ動画の視聴、オンラインセミナーの受講などの支援が受けられる体制を整えている。また、学内にオンライン選考の際に利用可能な個室を設けるなど、就職活動の支援体制を整えている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>「ホ 事務組織に関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>全ての教職員が連携及び協働しながら学生へのさまざまな支援に取り組んでいる。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>多様な学生に対し、適切かつ効果的に対応するための情報共有やスキル取得のための研修への参加など、さらなる充実が必要である。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p>	<p>○釧路公立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領</p> <p>○釧路公立大学障がい学生等支援対応マニュアル</p> <p>○公立大学法人釧路公立大学組織規程</p> <p>○公立大学法人釧路公立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程</p> <p>○学生便覧（公立大学法人釧路公立大学におけるハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン P.164～）</p> <p>○大学 HP：学生の修学支援／進路選択に関する支援／健康管理／学生相談について／就職・キャリア</p>
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>—</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つのポリシーの策定と見直し</p> <p>「建学の理念」及び学則第 1 条に掲げられた、本学の目標を受けて、まず 2011 年に 3 つのポリシーのうちアドミッション・ポリシーを策定し、2016 年にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定している。</p> <p>2020 年度に学長をトップとする学科再編等ワーキング・グループを設置し、コース制の導入とカリキュラムの改正を目指した議論を始めた。2 年間にわたる協議を経て、本学の教育の質を高める改訂案を作成した。</p> <p>経済コースと経営コースに加えて設置された地域社会コースは、建学の理念を体現したディプロマ・ポリシーをカリキュラムにおいて一層具体化したもので、本学の大きな特徴を形成していくものである。これに合わせてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを改訂した。同時に 2021 年度の自己点検・評価を通じて認識された課題に対する改善の取組みとして、入試委員会が主体となって中央教育審議会のガイドラインを踏まえたアドミッション・ポリシーの見直しも行った。</p> <p>2) 3つのポリシーの特徴</p> <p>①学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>ディプロマ・ポリシーでは、次のような人材の養成を目指している。1 つ目は、専門教育としての経済学、経営学及び周辺分野の学識を体系的に修得するとともに、幅広く深い教養、的確な判断力と創造力、豊かな人間性を養い、生涯にわたり主体的に「学ぶ力」をもった人材で、2 つ目は、「地域の視点」をもつと同時に「国際的な視野」を備えた、理論的で実践的な力を活用することができる人材である。</p> <p>各学科において求められる学習成果については、学生が身につけるべき資質・能力を明確化している。</p> <p>②教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)</p> <p>ディプロマ・ポリシーに掲げられた人材の育成を実現するため、カリキュラムの編成及び実施の方針は、以下のような特徴を有するものとして定められている。</p> <p>第 1 に、理論的に思考する能力や自ら問題を発見して解決する能力を涵養することが重要であるとの認識から、この能力を涵養するに最も適切な科目であるゼミと卒業研究に向けたカリキュラムを編成している。</p> <p>第 2 に、3 年次からの専門演習だけではなく、1・2 年次にも教員と学生の間で双方向性のあるゼミを用意し、報告発表や</p>	<p>討論等を通じて表現能力やコミュニケーション能力の育成に努めている。</p> <p>第 3 に、1 年次より経済・経営に関する基礎的な専門科目を配置して、経済学部での専門的な学習への導入教育を行っている。</p> <p>③入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>「求める学生像」を掲げた上で、前回の認証評価時の課題及び中央教育審議会のガイドラインも踏まえた形で、入学者選抜の方式ごとにどのような方法でどのような能力を評価するかを明示している。</p> <p>3) ポリシーの一貫性</p> <p>上記の 3 つのポリシーは、特にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性に留意して策定されている。</p> <p>例えば、ディプロマ・ポリシーに掲げられた「幅広く深い教養、的確な判断力と創造力、豊かな人間性を養い、生涯にわたり主体的に『学ぶ力』を発展させることができる」人材の養成を実現するために、カリキュラム・ポリシーの中では、論理的思考力の涵養、コミュニケーション、総合的な判断能力の醸成に向けた教養科目の展開を掲げている。</p> <p>これを受けて編成された 2024 年度からの新カリキュラムでは、教養科目の中の「言語・文化」の科目群に「少数民族の言語と文化」に関する科目が新設されるなど、特色のある科目の展開が行われている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>アドミッション・ポリシーは、中央教育審議会のガイドライン(2016 年 3 月 31 日)の内容を踏まえて改定しており、その他のポリシーについても、関係法令等に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>〇釧路公立大学学則第1条(目的)</p> <p>〇大学HP:教育方針/3つのポリシー</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知 学則第 1 条に定める大学の目的及び建学の理念や教育方針、教育研究上の目的は、大学案内や学生便覧、大学ホームページ、入学者選抜要項等の刊行物に掲載し、進学ガイダンスやオープンキャンパス、大学入試説明会、高校訪問等の機会を活用して周知に努めている。</p> <p>2) 3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)の公表と周知 入学志願者に対しては、アドミッション・ポリシーについて、大学案内や大学ホームページでの公表に加え、入学者選抜要項、進学ガイダンスやオープンキャンパス、大学入試説明会や高校訪問等において周知を行っている。 在学生に対しては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについて、学生便覧及び大学ホームページにおいて周知を行っている。</p> <p>3) その他の情報の公表と周知 本学は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に則して、大学の教育研究活動等状況を適切に公表している。 教員情報については、担当授業、専門分野、研究テーマ、主要研究業績、学位、所属学会、主な社会貢献活動を公表している。教員の研究活動の状況については、「釧路公立大学紀要(社会科学研究、人文・自然科学研究)」にも掲載されている。 授業に関することは、シラバスや年に 2 回行っている授業アンケートの結果(全体集計)を大学ホームページで公表している。 入試情報等については、毎年発行する「大学案内」「入試・就職最新情報パンフレット」のほかオープンキャンパス、大学入試説明会、高校訪問等を通じた広報に取り組んでいる。 その他、学生や教員の活動については、広報誌「あうろーら」や大学ホームページ、公式 Facebook や公式 Instagram を通じた情報発信に努めている。 また、自己点検・評価及び認証評価の結果については、大学ホームページで公表している。</p> <p>4) 情報公表体制の整備 広報に係る出版物の編集・発刊、大学ホームページの管理運用、その他広報活動の実務については、広報委員会の所掌のもと、各専任教員と事務局が担っている。</p>	<p>本学のホームページは、情報の公開や受験生等に対する大学の紹介ほか、地域住民、就職関連企業への情報提供機能も常に併せもつよう意識している。また、学内における教員、学生、事務職員間での情報共有機能も重要な役割の一つとしている。</p> <p>大学としてのさまざまな活動について報道機関へ情報提供し、より広く地域へ情報が発信されるように努めている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>「ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	<p>○大学 HP：入学者の数／収容定員及び在学する学生の数／卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数／就職・キャリア／学修の評価、卒業認定基準等／GPA 制度／シラバス／授業料、入学料その他の費用一覧／学生の修学支援／進路選択に関する支援／健康管理／大学広報誌あうらーら／公開情報一覧</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学では、「釧路公立大学における内部質保証の推進等に関する規程」に基づき、本学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(以下、「内部質保証システム」という。)を整えている。この内部質保証システムでは、学長を議長とし、経済学部長、附属図書館長、地域経済研究センター長、事務局長、総務課長、学生課長、経営企画課長から構成する内部質保証推進会議が主体となり推進している。

1) 自己点検・評価の体制等

本学の教育研究活動等にかかわる主な取組内容については、内部質保証推進会議にて恒常的に自己点検・評価を行い、改善・向上の取組みを学内各組織に指示することができる体制を整えている。また、学校教育法の規定に基づき受審する認証評価についても、当該組織がその中心的な役割を担うことを定めており、作業分担の振り分けや取りまとめ、その精査を実施している。さらに、認証評価機関から受けた指摘事項については、内部質保証推進会議の中で改善策を検討し、必要に応じて関係組織に改善に資する取組みの指示を行う体制となっている。

この体制下で実施された2021年度の自己点検・評価では、各認証評価機関の評価項目や他大学の自己点検・評価の取組も参考にして、内部質保証推進会議で独自に設定したものである。なお、点検・評価時期に最優先で取り組むべき課題となっていた新型コロナウイルス感染症への対応についても、評価項目に加えている。

評価サイクルについては、7年以内の認証評価サイクルの中で2回の自己点検・評価を行い、取り組むべき課題を教職員全体で共有し、所掌する各組織へ指示し、取り組んだ結果について各組織から報告する流れを確立した。

2021年度の自己点検・評価によって認識された課題については、2022年度に改善に向けた取組を実施し、一定の改善が図られたことを確認している(36ページの基準2「自己分析活動の状況」に記載)。2023年度は、2017年度に受審した大学基準協会による認証評価以降の取組全般を踏まえて、大学教育質保証評価センターによる認証評価の受審に向けた点検・評価を行い、ポートフォリオの作成にあたっている。

2) 研修・教職協働等

入試、教務、学生支援をはじめとする日常の教学運営については、教員と事務局職員が協働で取り組んでいる。教員の

教育能力や資質向上を図るため、FD委員会が中心となり、概ね年3回、学外から講師を招いて学内研修会を開催している。

主なテーマは、FD・SDに関すること、障がい学生に関すること(障がい学生等支援連絡会議と共催)、ハラスメント防止に関すること(ハラスメント防止対策会議と共催)としている。これらの研修会を通じて、教員と職員が連携して大学が抱える課題を共有している。

また、北海道FD・SD協議会に加盟し、教職員に対して随時、各種研修会への参加も促しているほか、FDフォーラム(大学コンソーシアム京都主催)や大学教育研究フォーラムにFD委員が参加し、随時、情報収集にあたっている。

このほか、職員の資質向上については、事務局職員の意欲及び能力の向上、知識及び技能の習得等を目指して、役職及び勤続年数等に応じた派遣元である釧路市の職員研修を受講するとともに、公立大学協会が主催する各種研修にも参加している。

なお、指導補助者の配置は行っていない。

3) 学習成果

本学では、学長が実施主体となって、学生に対して授業評価アンケートを実施してきた。

現在行われているアンケート項目は、FD委員会の検討を踏まえて2021年に改訂されたものである。改訂後の設問では、学習成果に対する在学生の自己認識を確認している。

同じく学長が実施主体となっている「卒業生アンケート」でも2021年度から、学習成果についての卒業生の自己認識を確認できるように工夫している。

授業アンケートの結果は担当する教員に提供され、授業改善の参考とされており、全体集計の結果は大学ホームページで公表し、卒業生アンケートの結果と共に教学運営の参考とされている。

学習成果については、37ページの基準2「自己分析活動の取組 No.1」に記載されている。

自己評価結果	「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>○釧路公立大学における内部質保証の推進等に関する規程</p> <p>○大学 HP: 自己点検・評価</p> <p>○大学 HP: 認証評価</p> <p>○内部質保証推進会議「自己点検・評価の結果を受けた取組について」(令和5年3月)</p> <p>○定期的な評価サイクルについて</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	—
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>○公立大学法人釧路公立大学 中期目標【令和5年度～令和10年度】</p> <p>○釧路公立大学各種委員会の運営等に関する規程</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	—
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>○大学 HP: 卒業認定・学位授与の方針／授業アンケートの結果／教育課程編成・実施の方針</p>

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

①資産の保有状況

2023年4月1日の公立大学法人化に伴い、土地・建物及び構築物が設立団体である釧路公立大学事務組合から公立大学法人釧路公立大学へ承継されている。

表1

	面積(m ²)	価額(千円)
土地	12筆 164,426.25	1,293,145
建物	26棟 22,301.96	1,236,887
構築物	一式	82,336
合計	186,728.21	2,612,368

②財務の状況

過去5年間の決算状況(以下の表)は、安定的な収入が確保されており、収入総額が支出総額を上回る状況にある。

表2 過去5年間の決算状況の推移(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
負担金	297	294	298	404	403
使用料・手数料	806	794	683	737	718
財産収入	3	3	3	3	4
繰入金	207	215	226	39	178
繰越金	182	182	185	145	118
諸収入	28	27	29	32	26
国庫支出金	0	0	5	0	0
歳入計	1,523	1,515	1,429	1,360	1,447
教育費(総務費)	1,273	1,262	1,214	1,184	1,307
教育費(図書館費)	68	68	70	58	58
歳出計	1,341	1,330	1,284	1,242	1,365

2) 教育研究環境の整備

本学では、研究の基礎となる個人研究費を定額配分(予算化)している。その他、教育研究活動を促進するため、学術図書出版助成、国内外研修事業、地域分析研究事業等で、申請書による選考を経て決定し、助成を行っている。

一方、「釧路公立大学施設改修計画」で位置付けられていない施設についても時代の変化に合わせた多様な学習環境の充実を図るため、その必要性・効率性等を検証しながら施設整備を実施している。

表3 年度別の主な整備事業

年度	整備事業
2021	○教員住宅改修工事 ○シンボルトワー屋根改修工事 ○教室棟真空温水器更新工事
2022	○職員住宅改修工事 ○講師控室床改修工事 ○大講義室 AV 機器更新
2023	○煙突改修工事 ○職員住宅改修工事 ○真空温水器更新工事

3) 財務や大学の活動状況に係る監査・外部評価

法人化前は、一部事務組合として歳入歳出決算書を作成し、地方自治法による監査を受けていた。結果は、監査委員の審査意見書として公表され、特段の問題は指摘されていない。

法人化後は、監事2人による監事監査を受けるとともに、学内に新たに設けた内部監査室による内部監査を実施する予定である。

自己評価結果

「リ 財務に関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。

優れた点

法人の設立団体である公立大学事務組合との良好な連携のもと、効率的かつ合理的な財務運営を行っており、教育研究環境整備についても効果的な予算配分を行っている。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	○事務組合 HP: 釧路公立大学事務組合財務状況について ○ 公立大学法人釧路公立大学中期計画
②	大学院設置基準 第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	—

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT環境の整備</p> <p>教育研究上必要なICT環境として、パソコン及びプリンタを常設した電算実習室を整備するとともに、パソコンやプロジェクター等の貸出用機材を事務局に備え、教室や研究室、会議室等での活用を支援している。また、学内全域をカバーする無線LANを整備しており、教育研究上必要なICT環境を提供している。</p> <p>情報処理ネットワークの運用及び管理については、情報システム管理会議を設置し、学内システムの運用及び更新等を計画的に実施している。</p> <p>また、円滑で効果的な情報流通を図るために、釧路公立大学情報システム運用基本方針及び運用基本規程を定め、本学の情報システムを安定かつ効率的に運用している。</p> <p>2) 学生支援</p> <p>①自律的な学びへの支援</p> <p>成績不振学生については、1年次の修了時に20単位未満の場合に、2年次に進級後、担任教員による面談を実施して、原因の究明や対策について話し合いの機会を設けている。また、3年次への進級留め置きとなった学生に対しても、経済学部長などによる面談を実施し、必要に応じて支援要請につなげている。</p> <p>②特別な配慮が必要な学生への生活支援</p> <p>本学では、障がい等があることを理由に学習の機会が失われることがないよう、相談窓口を設けて支援にあたっている。</p> <p>「釧路公立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」及び「障がい学生等支援対応マニュアル」に基づき、障がい学生等支援連絡会議で状況を確認し、プライバシーに配慮しつつ、合理的配慮の提供や関係教職員での情報共有を図り、組織的な体制を整えて適切に実施している。</p> <p>障がい者ではないが持病などにより配慮が必要な学生からの申し出があった場合も、担当教員にその情報を伝え、授業期間終了後には、教員に対し配慮した内容についてアンケートを実施し、結果をフィードバックするなど、きめ細かに対応している。</p> <p>③経済的支援</p> <p>本学では、2020年度より「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、入学料及び授業料の減免を行っており、</p>	<p>大学ホームページへの掲載やメール等による周知を徹底している。</p> <p>また、東日本大震災で被災した学生を対象に、罹災状況に応じて独自の入学料及び授業料の減免を行っている。</p> <p>日本学生支援機構の奨学金制度については、オリエンテーションや年度当初に開催する学内説明会を通じて案内するほか、学生便覧や大学ホームページにも掲載している。</p> <p>地方自治体や財団法人等が設けている奨学金制度については、募集要項などの案内があり次第、ポータルサイトに掲示し、学生へ周知している。</p> <p>また、2023年度より始まった釧路信用金庫との地域連携協定に基づく奨学金制度についても、今後、広く周知を行っていく。</p> <p>その他に「釧路公立大学同窓会奨励金」と称して、2年次から4年次までの各学年における成績優秀者5人に対し、学内で営業している釧路公立大学生生活協同組合で使用できる電子マネーを支給し、同窓会との繋がりを深めるきっかけにもなっている。</p> <p>④その他の助成・援助等</p> <p>学生の研究活動の充実と支援を目的として、学外での研究活動を行うにあたり旅費(交通費及び宿泊費)の一部を助成している。</p> <p>また、体育と文化、各学生団体に対し、所属人数に合わせた活動助成金と、遠征や各種大会出場の際のバス借り上げに係る補助金を本学の後援会と併せて支給しているほか、後援会独自の支援としても、遠征や各種大会出場の際の交通費や、各団体が主催する行事にかかる経費の助成を行っている。</p>
自己評価結果	「又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること」に関し、関係法令に適合していると判断する。
優れた点	小規模大学のメリットを活かし、事務局と教員が連携し、情報を共有しながら、きめ細やかな履修相談や学生相談等に対応している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	○大学HP: 電算実習室／学習支援システム Glexa／ネットワーク利用 ○ 釧路公立大学情報システム運用基本方針 ○ 釧路公立大学情報システム運用基本規程
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	○大学HP: 学生支援／課外活動／就職・キャリア
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	○ 釧路公立大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 ○ 釧路公立大学 障がい学生等支援対応マニュアル ○大学HP: 障がいのある学生への支援
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	○ 公立大学法人釧路公立大学 授業料等に関する規程 ○大学HP: 授業料の減免・分納制度／奨学金／東日本大震災に関する経済的支援／釧路公立大学後援会
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1) 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>内部質保証の方針については、「釧路公立大学自己点検評価規程」に定められている「釧路公立大学の教育研究活動水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」という目的に応じるため、従来は「釧路公立大学自己点検評価委員会」が全学的な自己点検・評価を実施してきた。同委員会は学長を委員長として、経済学部長、附属図書館長、地域経済研究センター長、事務局長、各委員会委員長で組織され、自己点検・評価の結果、明らかになった課題については、教授会に報告し、必要に応じて各委員会での検討を図ってきている。</p> <p>大学基準協会の認証評価を受けるため、2009年度と2016年度に同協会の評価基準に関する自己点検・評価を実施している。認証評価の結果については、『釧路公立大学自己点検・評価報告書』として冊子や大学ホームページ上で適切に公開されている。</p> <p>当時の「自己点検評価委員会」での活動は7年に一度の認証評価への対応にとどまり、大学全体としての定期的な自己点検・評価が行われてきたとは言えないことが努力目標として指摘されていた。</p> <p>この指摘を受けて、新たに「釧路公立大学における内部質保証の推進等に関する規程」を策定し、その中で内部質保証の方針を定め、2021年度からは認証評価の前年度における実施にとどまらず、定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を教育研究等の継続的な改善につなげて行く内部質保証の取組みの強化を図った。</p> <p>内部質保証の推進等を行う組織として、学長（責任者）、経済学部長、附属図書館長、地域経済研究センター長、事務局長、総務課長、学生課長、経営企画課長から構成する「内部質保証推進会議」を設けている。この体制のもとで2021年度に実施した自己点検・評価の結果については、</p>	<p>大学のホームページ上に公開している。（「自己点検・評価報告書」2022年3月）</p> <p>2) 取組み方法</p> <p>具体的には、「内部質保証推進会議」は、①各組織から提出された資料などを活用しての評価報告書等のとりまとめ、②必要に応じて各組織への改善の取組みの指示・支援、③必要に応じた追加の措置を行うこととしている。</p> <p>各委員会、各課などの各組織は、「推進会議」からの指示・支援を受け、①評価報告書のとりまとめなどへの協力、②改善に向けた取組み、③改善結果の報告などを行い、推進会議への協力や報告を行うものとしている。</p> <p>3) 自己分析活動の取組み</p> <p>「内部質保証推進会議」は2021年度の自己点検評価に基づいて2022年度中に取組むべき課題として以下の3点を掲げ、課題について指摘を受けた各組織は、改善に取り組んだ。</p> <p>①中央教育審議会のガイドラインを踏まえたアドミッション・ポリシーの見直し</p> <p>②成績評価の客観性・厳格性を担保する仕組みの検討</p> <p>③学生の学修成果の把握と分析</p> <p>1点目の「アドミッション・ポリシーの見直し」については、入試委員会が取り組み、その結果については、基準1「へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること」（24ページ）に記載されている。</p> <p>2点目の「成績評価の客観性・厳格性を担保する仕組みの検討」については、教務委員会が取り組み、その結果については、基準1「ハ 教育課程に関すること」（16ページ）に記載されている。</p> <p>3点目の「学生の学修成果の把握と分析」については、FD委員会が取り組み、その結果については、基準2「自己分析活動の取組み No.1」（37ページ）に記載されている。</p>
---	--

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学生の学習成果の把握と分析【学習成果】	37
2	教育環境の充実に向けた学生支援	38
3	研究活動及び教育の進展に向けた取組み	39
4		40
5		41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学生の学習成果の把握と分析【学習成果】
分析の背景	<p>講義科目の履修者数は科目によって差があり、講義方法や評価方法は担当教員の裁量に委ねられているため一律ではない。また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、オンラインの導入が進み、各教員の取組みは多様化している。このような現状を踏まえ、2021年度自己点検・評価を通じて課題として掲げている「学修成果の把握と分析」をより進展させることは、教育研究水準の向上のために重要な課題であると捉えている。</p>
分析の内容	<p>学生の学習成果については、以下のような取組みを通じて多角的な把握に努めている。</p> <p>(1) GPA制度の導入</p> <p>GPA制度は、2014年度から導入され、FD委員会を中心に分析されている。GPAはGPと共に成績優秀者の表彰等にも活用されており、これにより学生の学習意欲の向上が促されている。</p> <p>修学指導については、2014年度から入学年度ごとに各学年のGPAの集計と分析を続けてきた。特に注目したのは、成績不振学生の人数把握と卒業年次までの変動であった。過去10年間の趨勢から見てきた共通現象は、1年次に成績不振学生が40～50名ほどにのぼり、それが4年次まで20人ほどに減少していくパターンである。近年の特徴としては、全体のGPAが上昇したこと（成績不振者の減少）が確認できたことから、新型コロナウイルス感染症対策として導入を進めた遠隔授業の将来的な活用も検討された。GPAを一つの参考値として、学生課やクラス担任、障がい学生等支援連絡会議が把握している情報（取得単位数、成績不振の理由、要支援学生など）と突合せることで、よりきめ細やかな対応をすることが課題である。</p> <p>(2) 授業アンケートの実施</p> <p>授業アンケートは、2001年度から学長が実施主体として行っている。学生に対し前期と後期それぞれの終了時点で授業に関するアンケートを全授業（演習科目を除く）において実施している。授業ごとのアンケートの結果は、個々の担当教員へ報告するほか全体の集計結果についても情報共有し、教員の授業の進め方の参考としている（大学ホームページでも公表）。</p> <p>2021年度からはアンケートに「授業による新しい知識や考え方、技能を習得でき、一層探究したくなりましたか」という項目を新設し、学習成果についての学生の自己認識を確認している。それについてFD委員会の分析では、ポジティブな結果が確認され、さらに学生の「授業の事前・事後学習時間が長くなった」という項目（従前からの質問項目）でも改善があったことから、それらの回答がコロナ禍の時期に特有の結果だったかどうかの検証が今後行われることになる。</p> <p>(3) 卒業生アンケートの実施</p> <p>卒業生アンケートは、2017年度から学長が実施主体となっている。2021年度から、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質や能力がどの程度獲得できたかを問う設問を追加し、学習成果についての卒業生の自己認識を確認している。4年間で実現・獲得できた項目（上位3）として、「幅広い知識」、「主体的に学ぶ力」、「社会との結びつき」が、さらにそれに関連する項目として「文化、人間、自然に関する教養的知識」、「企業・組織に関する知識」、「地域経済に関する知識」が上がっているのが特徴である。この結果を本学のカリキュラムや教育内容を教員全体で共有し、さらなる改善点を見出していきたい。</p>
自己評価	<p>授業アンケートと卒業生アンケートは共に学長が直接所掌しており、その結果をもとに、授業改善や教学運営の見直しに役立てることが可能な仕組みとなっている。どちらのアンケートも、学生からの回収率が低く、今後、回収率を高めて分析の精度を高めていくことが課題になっている。</p>
関連資料	<p>「釧路公立大学におけるGPA制度の取り扱いに関する要項」（学生便覧P.157）、「公立大学法人釧路公立大学各種委員会の運営に関する規程」、「釧路公立大学各種委員会の運営等に関する規程」、「授業アンケート」、「卒業生アンケート」</p>

タイトル (No. 2)	教育環境の充実に向けた学生支援
分析の背景	<p>本学では、約9割の学生が大学への徒歩圏内で一人暮らしをしており、自宅通学生に比べて経済的負担が大きい。2023年度の学生アンケートでは、仕送りが0～5万円未満が66.2%を占め、学生の多くがアルバイト収入を生活費や学費等に充てていることがわかる（有効回答数774人）。こうした状況を踏まえて、本学第1期中期計画では、「学生が安心して学べる環境づくり」の方針を掲げ、学生が学習に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう環境を整えるための学生支援に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>学生アンケートは学生委員会が所掌し20年以上前から実施されている。この集計・分析により学生生活への具体的な支援策を見出すことができる。この結果は毎年蓄積され、アンケートが更新されることで取組みの検証につながっている。支援内容には、①生活支援、②修学支援、③進路支援がある。</p> <p>(1) 生活支援</p> <p>生活支援については、学生委員会が担当している。その内容は、①種々の奨学金制度の周知、②東日本大震災での被災学生への授業料減免、③学内業務へのアルバイトの情報提供を行ってきている。最近では、景気が悪化していることから、④2023年度に新設された地元金融機関による奨学金や大学同窓会による奨励金制度の周知、⑤大学後援会と同窓会の経費負担による「100円朝食」や「クリスマス特別メニュー」の提供など、釧路公立大学生生活協同組合を通じて工夫を凝らした支援も行っている。</p> <p>(2) 修学支援</p> <p>修学支援については、以前は教務委員会が担当し、事前に語学やゼミ担当教員から学生の出欠状況について情報を提供してもらい、単位取得が困難な学生に対して、教務・学生の両委員会委員が合同で「成績不振者面談」を行い解決に向けた相談に応じていたが、この体制では、面識のない学生に対して委員が聞き取りをすることに困難な面があったことから、初年次のゼミを担当する教員が面談をする体制に移行した。これにより、面談をする教員と学生との距離が近づき、問題の早期発見につながっている。</p> <p>この面談の結果については学生課職員とも情報を共有し、経験として蓄積されていくほか、当該学生が卒業していくまでの間も細やかな支援の対象者として把握されている。</p> <p>また、障がいや疾病のある学生に対しては、障がい学生等支援連絡会議において、学生からの申請に基づき学習支援を行なうほか、保健室の2人の看護師や臨床心理士によるカウンセラーなど、学生が健康面・精神面での悩みを相談しやすい環境を整備している。</p> <p>(3) 進路支援</p> <p>進路支援については、就職委員会とキャリアセンターが担当している。従来、就職のための模擬面接は、就職委員の他にゼミ担当の教員にも依頼して実施していたが、模擬面接のノウハウに課題があった。2013年度にキャリアセンターを開設してキャリアコンサルタントを常駐させてからは、センター職員を中心に随時行えるようになり、学生の要望に応じたきめ細やかな就職指導を行うことができるようになり、就職率の安定的な向上につながっている。</p>
自己評価	<p>近年、学生からの種々の相談件数は増加傾向にあり、相談内容も多様化、複雑化、長期化しているため、大学側の対応にもより専門性が求められてきている。</p>
関連資料	<p>「大学案内」(P.31～)、公立大学法人釧路公立大学中期計画、「釧路公立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」、「釧路公立大学障がい学生等支援マニュアル」</p>

タイトル (No. 3)	研究活動と教育の進展に向けた取組み
分析の背景	<p>本学では、専門分野を同じくする教員は在籍しておらず、どの専門分野においても学内のみで専門的・学術的交流を得られる機会は少ない。そのため、研究水準の向上を図るための教員向けの研究活動の支援が欠かせない。また、「理論と実践の相まった大学」という建学の理念の実現のため、学外での学生の研究活動を支えるための支援も必要である。</p>
分析の内容	<p>地理的にみて、道東の釧路市から道央の札幌市や本州方面への出張には旅費の負担が大きい。新型コロナウイルス感染症の流行を機に、2020年以降はオンラインを利用した学会や研究会などの開催が増えつつある傾向にあるとはいえ、研究者相互の意見・情報交換の場や、研究会の場合などには対面での開催が有益なために、大学は教員に一律に配当される「個人研究費」とは別に種々の助成を行っている。</p> <p>(1) 教員向け研究費助成の取組み</p> <p>以下の①～③については、学長裁量予算として毎年度その効果を検証の上、予算計上し実施している。</p> <p>①長期・短期海外研修への助成（1991年度から）：3か月を超え1年以内の長期の海外研修については、旅費の一部に対し助成が行われ、研究の進展に有益になっている。国際学会での報告や資料収集などを目的とする短期海外研修の場合でも、旅費の一部が助成されている。</p> <p>②学会報告への助成（2005年度から）：国内で開催される全国規模の学会報告について、旅費の一部に対し助成を行っている。</p> <p>③釧路公立大学学術図書出版助成金（2016年度から）：専任教員・名誉教授に対して助成（上限は150万円）を行っており、申請があった場合には、学術図書出版助成運営会議の審議を経て、学長が決定している。これまで5冊の研究書が出版されている。</p> <p>④地域研究への助成（1992年度から）：地域分析研究委員会所轄の予算内において、申請に基づき毎年度5人の教員に対して1件15万円の交通費の助成を行っている。この場合、翌年度に同委員会が発行している『釧路公立大学地域研究』への研究成果の公開が応募条件になっている。</p> <p>⑤外部資金獲得のための情報公開や研修参加：科学研究費の採択件数は、2017年の16件から2022年の26件となっている。これは継続研究が増加したこと、2021年に新規研究分担者が6件に増加したため1.6倍となっている。経営企画課が所掌し、専任職員を1人置き、情報の提供や研修参加への窓口として支援を行っている。</p> <p>(2) 学生向け研究費助成の取組み</p> <p>2019年度から、教員が引率して実施される学外での学生の研究活動に要する旅費の一部を助成している。2022年度には道外（東京）に3件、道内（中標津町、白老・平取町）への2件の申請が認められ、46人の学生への助成が行われた。学生課が所掌し、毎年度その効果を検証の上、予算計上し実施しており、2023年度から利用状況を踏まえて、75万円であった予算総額を2023年度から100万円に増額している。</p> <p>また、地域分析研究委員会予算からも、新たに2022年度から教員が引率する場合に、1件10万円を限度とする予算枠が2件設けられ（「地域調査研究費」）、上記の④と同様に研究成果が公開されている。</p>
自己評価	<p>学生向けの研究費助成については、申請数の増加に伴い予算を増額するなど、教育研究活動の進展に向けた対応を図っている。</p>
関連資料	<p>「釧路公立大学学術図書出版助成規程」、「公立大学法人釧路公立大学教員の海外研修規程」、「公立大学法人釧路公立大学教員の国内研修規程」</p>

タイトル (No. 4)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>1) 特色ある教育研究の方針</p> <p>1988年に釧路管内10市町村で構成する全国初の一部事務組合方式として開学した本学は、地域の強い要請を受けて設立したという経緯をもっている。</p> <p>そのことは、建学の理念の1つである「地域に結びつき開かれた大学」及び学則第1条の後半部分にある「社会に結びつき、開かれた大学として、産業経済の興隆と文化の向上発展に貢献することを目的とする」という文言に端的に表現されている。</p> <p>入学者の出身地をみると、概ね6割が北海道内、4割が道外という割合で推移してきている。2023年度の入試結果をみると、合格者759人のうち北海道内出身者は308人で約4割であるが、最終の入学者315人の内訳では、道内が195人で約6割に増加している。</p> <p>教育研究成果を地域社会へ還元・活用することによって大学への関心を高め、さらに多様な学習機会を提供し、地域社会の活性化や人材育成に貢献することは本学の大きな責務の一つと言える。</p> <p>本学第1期中期計画では、「地域貢献拡充」として、これまでと同様に公開講座や高校生向け模擬授業等を計画的に行うとともに、研究、ゼミ活動等を通じて教員及び学生が地域社会と結びつく活動を支援し、より一層地域から必要とされる大学になることを目指すことを掲げている。</p> <p>このような認識のもとで、公開講座をはじめとする研究成果の地域への還元の取組み、地域経済研究センターにおける地域と結びついた取組み、ゼミでの地域研究活動を支援する取組み、国際的な視野をもつ学生を育てるための取組みを推進している。</p>	<p>2) 取組み方法・体制</p> <p>企画委員会の活動として、1990年度以降、「公開講座」を開催してきた。地域分析研究委員会においても1992年度から本学の紀要のほかに委員会独自の『釧路公立大学地域研究』を発刊・公開し、教員への地域研究費の配分、「地域・産業研究会」の開催などを行ってきている。</p> <p>1999年に社会科学系研究機関として設立された地域経済研究センターでは、①地方自治体と連携しての「共同研究プロジェクト」や釧路市とのかわりでの種々の助言やアドバイス、②フォーラムやセミナーなどの開催、③地域のシンクタンクとしての地域政策研究、④地方自治体主催の会議や委員会、交流会などへの積極的な参加などの活動を展開している。</p> <p>2021年度からは、同センターの事業として、「ひがし北海道地域経済・金融フォーラム」を開催しており、学生やOBと地域を結ぶ新たな特色ある取組みとなっている。</p> <p>2022年度から、地域分析研究委員会の所管する予算を活用し、教員と学生がゼミ単位で地域研究に取り組む際の支援を拡充しており、その研究成果が公開されている。</p> <p>*開学時の事務組合の構成団体は、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、阿寒町、音別町の10市町村だったが、2005年10月に阿寒町、音別町、釧路市が合併したため、現在は8市町村となっている。</p>
--	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	研究成果の地域への還元へ資する取組み	45
2	教育・研究において地域と結びつく特色ある取組み	46
3	ゼミナール充実のための実践的取組み	47
4	国際的な視野をもつ学生を育てるための取組み	48
5		49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	研究成果の地域への還元に資する取組み																												
取組の概要	本学は、釧路管内からの大学設立を要望する声を受けて開学しており、研究成果を地元へ還元する取組みは非常に重要であり、本学の使命とも言える。具体的には、公開講座の開催、地域・産業研究会の開催の取組みを挙げることができる。																												
取組の成果	<p>本学では、建学の理念の一つに「地域に結びつき開かれた大学」を掲げており、地域の知の拠点として地域からの情報を的確に捉えると同時に、大学の研究成果を地域に還元している。</p> <p>(1) 公開講座の開催</p> <p>開学3年目の1990年より毎年、本学の専任教員4人が講師となり、本学と学外会場2か所において時節にかなったテーマで研究成果の公開に努めている。教員全員が一定のローテーションで担当しているため、テーマは多岐にわたっている。本学での開催は、近隣住民の参加も多く、学外会場を含めて毎回おおよそ80～100人程度の参加者がみられる。</p> <p>所掌する企画委員会において、毎年度その効果を検証の上、予算計上し実施している。</p> <p>表1 直近のテーマ一覧 (2020・21年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)</p> <table border="1" data-bbox="371 846 1134 1005"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>考える・歩く・動く～平成から令和への大学と地域～</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>社会知のフロンティア～過去と未来をつなぐ～</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>社会科学が拓く未来～社会課題への挑戦～</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域分析研究委員会主催の「地域・産業研究会」の開催</p> <p>地域・産業研究会は2012年度から実施されている。地域分析研究委員会主催の研究会では、本学の教員の推薦により、地域(国際を含む)や産業に関連する幅広いテーマで講師が招聘されている。また、地域経済研究センターと共催または単独のセミナーでは、地域住民の方々の参加も得られている。</p> <p>表2 2022年度の地域・産業研究会一覧 ※計4回(5報告) 一部のみ紹介</p> <table border="1" data-bbox="371 1196 1506 1391"> <thead> <tr> <th>開催年月</th> <th>講師</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022年7月</td> <td>長尾正克(元釧路公立大学教授)</td> <td>新しい農業経営理論と農協の役割について</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2022年11月</td> <td>石野裕子(国士舘大学准教授)</td> <td>フィンランドにおける第二次世界大戦の表象の変遷</td> </tr> <tr> <td>南修平(専修大学文学部教授)</td> <td>第2次世界大戦後のニューヨーク/ニュージャージーー港湾地区の変容とその歴史的意味</td> </tr> </tbody> </table> <p>2022年度の地域経済セミナー(地域経済センターと共催)一覧 ※計2回</p> <table border="1" data-bbox="371 1431 1506 1588"> <thead> <tr> <th>開催年月</th> <th>講師</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022年11月</td> <td>相浦宣徳(北海商科大学教授)</td> <td>北海道全体としての『輸送力の確保』と課題</td> </tr> <tr> <td>2023年2月</td> <td>森重昌之(阪南大学教授)</td> <td>移動者に着目した地域再生の可能性 —北海道釧路市の長期滞在事業に学ぶこと—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2023年度は4回の地域・産業研究会が開かれた。地域経済センター主催のセミナーも1回開催された。</p>	実施年度	テーマ	2019	考える・歩く・動く～平成から令和への大学と地域～	2022	社会知のフロンティア～過去と未来をつなぐ～	2023	社会科学が拓く未来～社会課題への挑戦～	開催年月	講師	テーマ	2022年7月	長尾正克(元釧路公立大学教授)	新しい農業経営理論と農協の役割について	2022年11月	石野裕子(国士舘大学准教授)	フィンランドにおける第二次世界大戦の表象の変遷	南修平(専修大学文学部教授)	第2次世界大戦後のニューヨーク/ニュージャージーー港湾地区の変容とその歴史的意味	開催年月	講師	テーマ	2022年11月	相浦宣徳(北海商科大学教授)	北海道全体としての『輸送力の確保』と課題	2023年2月	森重昌之(阪南大学教授)	移動者に着目した地域再生の可能性 —北海道釧路市の長期滞在事業に学ぶこと—
実施年度	テーマ																												
2019	考える・歩く・動く～平成から令和への大学と地域～																												
2022	社会知のフロンティア～過去と未来をつなぐ～																												
2023	社会科学が拓く未来～社会課題への挑戦～																												
開催年月	講師	テーマ																											
2022年7月	長尾正克(元釧路公立大学教授)	新しい農業経営理論と農協の役割について																											
2022年11月	石野裕子(国士舘大学准教授)	フィンランドにおける第二次世界大戦の表象の変遷																											
	南修平(専修大学文学部教授)	第2次世界大戦後のニューヨーク/ニュージャージーー港湾地区の変容とその歴史的意味																											
開催年月	講師	テーマ																											
2022年11月	相浦宣徳(北海商科大学教授)	北海道全体としての『輸送力の確保』と課題																											
2023年2月	森重昌之(阪南大学教授)	移動者に着目した地域再生の可能性 —北海道釧路市の長期滞在事業に学ぶこと—																											
自己評価	公開講座は長年にわたって開催され、地域社会での知名度が浸透している。講座に関するアンケート結果を見る限り、本学での開催ではほぼ毎回参加の固定層を含め安定した参加者数(80～100人)が得られている。他方、学外会場では参加者の減少は否めないため、例えば受講記念グッズを配布するなど参加者増に向けた取組みを行っている。さらに地方会場のニーズに対応したテーマや講師の選定、開催日時の設定に配慮した工夫についても考えていく必要がある。																												
関連資料	公開講座(大学ホームページ) 、 『釧路公立大学公開講座30年の歩み』(釧路公立大学企画委員会作成) 、「 地域経済研究センター活動報告 」																												

タイトル (No. 2)	教育・研究において地域と結びつく特色ある取組み
取組の概要	<p>「地域に結びつき開かれた大学」という建学の理念を体現するために、1999年に地域経済研究センターが地域のシンクタンクとして設置されている。2021年度までに56件の共同研究プロジェクトを展開し、2021年から本学OBと学生、地域とを結びつける「ひがし北海道地域経済・金融フォーラム」を開催し、学生の研究成果を地域に向けて発信し続けている。</p>
取組の成果	<p>(1) 地域経済研究センターの活動 地域経済研究センターでは、地域の各分野の方々を共同研究プロジェクトに招き、その研究活動の過程で得られた知識や経験を地域の資産として残すことにより、地域の人材育成につながることを目的の一つとして地域研究に取り組んできている。近年では、釧路市の産業連関表に関する研究、釧路市の人口減少抑制のための課題と研究などを実施している。</p> <p>(2) 「ひがし北海道地域経済・金融フォーラム」の開催 2021年に開学35年を迎えたのを契機に、当時の学長の発案により、学生やOBと地域を結ぶ取組みとして第1回「ひがし北海道地域経済・金融フォーラム」を開催することになった。</p> <p>2021年度第1部では、日銀、地域経済団体、釧路市役所の関係者をパネラーに招き、釧路地域の経済構造と今後の課題についてパネルディスカッションを実施し、第2部は本学OBの信用金庫職員の協力を得て、5つの信用金庫の取組みが報告され、第3部は本学のゼミ11チームが政策提言にかかわる研究成果を発表している。</p> <p>2022年度の第2回、2023年度の第3回では、第1部で本学OBの農業協同組合職員の協力を得て、有識者を招いた講演と4農協からの取組みの報告、パネルディスカッションを実施した。第2部は本学OBの信用金庫職員の協力を得て、5信用金庫からの取組み、第3部では、本学のゼミ11チームの研究成果を発表した。</p> <p>これらのフォーラムを通じて、道東地方の酪農業の課題や信用金庫が支えている事業継承についての課題を共有できる機会になった。</p> <p>このような信用金庫や農業協同組合勤務のOBが発表する取組みについては、学生が日頃聞く機会が少なく実務内容経験に基づいたものであり、質疑応答も含め学生が現実の地域経済、産業の実態や職務の内容に触れる良い機会となっている。また、学生の発表は外部に向けて研究成果を披露できる貴重な機会となっており、地域の実務家からの質問もあって、学生にとって有益な学びの機会となっている。</p> <p>【開催年月日と受講者、第1部テーマ】 第1回 2021年11月27日(土) 受講者106人 (第1部テーマ：釧路地域の経済構造と今後の課題) 第2回 2022年11月5日(土) 受講者78人 (第1部テーマ：地域農業の維持と農協の機能について) 第3回 2023年11月11日(土) 受講者79人 (第1部テーマ：地域農業の維持と農協の機能について)</p> 
自己評価	<p>ひがし北海道地域経済・金融フォーラムの開催にあたっては、地域経済研究センターが事務局となり、教員、事務局、本学OBによる幹事会が中心となって毎年、地域のニーズに応じたテーマを検討している。ポスターやチラシを学内外に配布し、学生や報道機関、地域経済研究センターの過去の参加者へのメール案内等により広く周知している。今後は、より一層地域のニーズにあったテーマを設定し、参加者の拡大について考えていく必要がある。</p>
関連資料	<p>第1回、第2回、第3回「ひがし北海道地域経済・金融フォーラムポスター」、「地域経済研究センター」</p>

タイトル (No. 3)	ゼミナール充実のための実践的取組み
取組の概要	<p>カリキュラム・ポリシーに明示しているとおり、表現能力やコミュニケーション能力を培い、論理的に思考する能力や自ら問題を発見して解決する能力を養うという観点で、ゼミナール（演習科目）は本学のカリキュラムの中で最も重要な科目と位置付けられており、ゼミ充実のための取組みとして学生への研究費助成を含むさまざまな支援を行っている。</p>
取組の成果	<p>ゼミは学生が主体的に学ぶ事が求められる場である。研究課題を決めて、仮説を立て、それを検証するために、自ら資料を集め、さまざまな手法で分析して結論を導く作業は、漠然としていた知識や情報が、生きたものとして獲得される重要な機会である。新カリキュラムにおいて卒業研究が必修化されたことは、この意義を明確化したものである。</p> <p>ゼミの中で実施される地域研究に対する助成は、研究を行う学生が、地域社会の人々や企業が直面するリアルな問題や課題を知るうえで重要である。また、それらの改善を地域住民と交流する中で考えることも有益である。</p> <p>地域研究活動への支援</p> <p>地域分析研究委員会の取組みとして 2022 年度から、教員の指導の下でゼミの学生が地域研究を行う場合に研究費助成（交通費）が行われている（学生共同研究への助成）。2023 年度は、前年度に助成を受けた 2 件の研究の成果として、地域分析研究委員会発行の『釧路公立大学地域研究』第 32 号（2023 年 12 月）に 2 本の調査報告が掲載された。いずれもゼミ担当教員の指導の下で学生が行った釧路市特定地域の住民への聞き取りや、道東の企業の貿易促進に関する現地調査の成果物である。</p> <p>2023 年度に実施された 2 件の学生共同研究についても、上記の助成金が充てられ、次年度の『釧路公立大学地域研究』にその成果が掲載されることが予定されている。今後の継続性が期待されるゼミ支援の一つである。</p> <p>2022 年度に助成された学生共同研究のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北島義和准教授：「釧路市橋南西部地域における歴史的資源の活用可能性」 ・曾我寛人准教授：「道東地域における貿易促進に関する研究」 <p>2023 年度に発表された論稿（学生共同研究にもとづくもの）のタイトル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「釧路市橋南西部地区および美原地区における都市環境と人々の実践」 ・「根室市及び市内企業における輸出支援活動に関する報告」 <p>2023 年度に助成された学生共同研究のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡田登准教授「輸入農産物の増加に対応した釧路地域における酪農の生産構造の改善策」 ・神野照敏教授「古い道（クラシックトレイル）」の調査 <p>※2024 年 12 月刊行予定の『釧路公立大学地域研究』第 33 号に掲載が予定されている。</p>
自己評価	<p>学生への研究活動の助成は、ゼミ担当教員の指導のもと、学生が本格的に地域研究へ参加する傾向を後押ししており、建学の理念にも結び付いた望ましい活動となっている。</p>
関連資料	<p>釧路公立大学地域分析研究委員会『釧路公立大学地域研究』第 32 号</p>

タイトル (No. 4)	国際的な視野をもつ学生を育てるための取組み																													
取組の概要	<p>建学の理念の一つに「国際性を重視する大学」が掲げられている。開学以来、本学が学術的な国際交流をしている大学は、カナダ、韓国、ロシア、台湾にある5大学であったが、現在は諸事情からロシア、台湾との交流は停止状況にある。交換留学生制度を利用しながら、学生の国際交流の機会を設け、国際交流の将来を担う学生の育成を目指している。</p>																													
取組の成果	<p>釧路市は、太平洋に面した北海道東部の港湾都市であり、環太平洋地域での学生の留学を推進し、将来的な国際交流・国際ビジネスの場へ学生を送り出すこともまた大学の使命の一つと捉えている。人数的には小規模な国際交流事業であるが、学生にとっては貴重な機会になっている。</p> <p>姉妹校等との国際交流</p> <p>開学以来、カナダ、韓国、ロシア、台湾にある5大学と学術的な国際交流を進めてきたが、相手大学の事情等によりロシア、台湾の大学との交流は終了している。</p> <p>世界的に新型コロナウイルス感染症が流行したために交換留学制度を停止せざるをえない期間があったが、2022年からは従前どおりに韓国（牧園大学）から毎年2～4人の留学生を受け入れ、本学からも韓国に2～3人、カナダ（キャピラノ大学）へ3人の学生を派遣している。留学期間はカナダへは4～7か月、韓国へは6か月または1年間である。</p> <p>国際交流委員会が主体となって取り組むとともに、総務課に国際交流担当の職員を置き、さまざまな支援や相談の窓口として機能している。</p> <p>①補助金や奨学金制度：派遣留学生には、渡航費、授業料、ホームステイ費、保険費用などを助成している。</p> <p>②単位認定制度：韓国での留学期間が6か月の場合は15単位、1年間の場合は30単位、カナダの場合は8単位を上限として、本学で修得した単位として読み替える制度があり、4年間で卒業できるように考慮されている。</p> <p>③チューター制度：本学へ留学生を受け入れた場合に、留学生を支援するチューター制度を設け、学業面及び生活面で留学生への支援や交流を行っている。</p> <p>④招聘教員：英語のコミュニケーション及び英語ライティングを担当するほか、課外活動で学生との交流を図るために、毎年、カナダのキャピラノ大学から教員の招聘を行っている。</p> <p>表 派遣留学生の推移 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="290 1373 999 1574"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">韓国</th> <th colspan="2">台湾</th> <th>カナダ</th> </tr> <tr> <th>派遣</th> <th>受入</th> <th>派遣</th> <th>受入</th> <th>派遣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年度</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	韓国		台湾		カナダ	派遣	受入	派遣	受入	派遣	2021年度	3	-	-	-	-	2022年度	3	4	1	2	3	2023年度	2	2	0	0	3
年度	韓国		台湾		カナダ																									
	派遣	受入	派遣	受入	派遣																									
2021年度	3	-	-	-	-																									
2022年度	3	4	1	2	3																									
2023年度	2	2	0	0	3																									
自己評価	<p>地道で小規模な国際交流事業ではあるが、毎年、留学生の交換事業は継続している。今後、学生の要望を反映しながらどのような支援が必要なのか検討していく必要がある。</p>																													
関連資料	<p>国際交流・留学 (大学ホームページ)、「大学案内」(P.25～)</p>																													

タイトル (No. 5)	
取組の概要	
取組の成果	
自己評価	
関連資料	

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記入欄										備考							
大学の名称		釧路公立大学																	
学校本部の所在地		北海道釧路市芦野4丁目1番1号																	
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日		所在地								備考							
	経済学部経済学科	1988年4月1日		北海道釧路市芦野4丁目1番1号															
	経済学部経営学科	1996年4月1日		北海道釧路市芦野4丁目1番1号															
	大学院課程	開設年月日		所在地								備考							
	専門職学位課程	開設年月日		所在地								備考							
教員組織	別科等	開設年月日		所在地								備考							
	別科等																		
	学生募集停止中の学部・研究科等	—																	
	学部・学科等の名称	専任教員等										備考							
	経済学部・経済学科	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考							
経済学部・経営学科	12人	8人	2人	0人	22人	12人	12人	0人	46人	36.9人	在籍学生1,293人÷専任教員35人								
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	8人	3人	2人	0人	13人	10	8人	0人											
計	20人	11人	4人	0人	35人	37人	20人	0人	46人	—									
学部・学科等の名称	専任教員等										備考								
—	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考								
—	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	備考								
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									
研究科・専攻等の名称	専任教員										備考								
—	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	備考								
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									
区分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備考								
校舎敷地面積	—		115172 m ²		—		—		115172 m ²										
運動場用地	—		43071 m ²		—		—		43071 m ²										
校地面積計	12000 m ²		158243 m ²		0 m ²		0 m ²		158243 m ²										
その他	—		—		—		—		0 m ²										

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎	校舎面積計		6280 m ²	19244 m ²		
学部・研究科等の名称		室数					
経済学部・経済学科及び経営学科		44 室					
教員研究室	区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	本学教室等施設		16 室	15 室	室	3 室	室
			室	室	室	室	室
図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数			
	釧路公立大学附属図書館		2293 m ²	240 席			
			m ²	席			
図書館・図書資料等	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕		
	釧路公立大学附属図書館		270697〔41042〕冊	3107〔176〕種	523〔16〕種		
	〔 〕冊		〔 〕冊	〔 〕種	〔 〕種		
体育館	計		270697〔41042〕冊	3107〔176〕種	523〔16〕種		
	面積						
	本学敷地内		1518 m ²				

〔注〕

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附属研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「－」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含まれません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学部・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「－」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附属研究用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用している面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用している敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
経済学部	経済学科	志願者数	1,631	1,252	1,188	1,005			2024年度から学部入試開始
		合格者数	592	538	558	487			
		入学者数(A)	231	213	220	211			
		入学定員(B)	200	200	200	200	200		
		入学定員充足率(A/B)	116%	107%	110%	106%	0%	88%	
		在籍学生数(C)	928	911	899	868			
	経営学科	取容定員(D)	800	800	800	800			
		取容定員充足率(C/D)	116%	114%	112%	109%			
		志願者数	638	647	531	557			
		合格者数	263	286	276	272			
		入学者数(E)	108	124	114	104			
		入学定員(F)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(E/F)	108%	124%	114%	104%	0%	90%	
		在籍学生数(G)	467	463	456	451			
経済学部合計	取容定員(H)	400	400	400	400				
	取容定員充足率(G/H)	117%	116%	114%	113%				
	志願者数	2,269	1,899	1,719	1,562	1,598			
	合格者数	855	824	834	759	926			
	入学者数(I)	339	337	334	315	302			
	入学定員(J)	300	300	300	300	300			
	入学定員充足率(I/J)	113%	112%	111%	105%	101%	108%		
	在籍学生数(K)	1,395	1,374	1,355	1,319	1,293			
	取容定員(L)	1,200	1,200	1,200	1,200	0			
	取容定員充足率(K/L)	116%	115%	113%	110%				

研究科名	専攻名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	入学定員に対する平均比率	備考
○○研究科	○○専攻	志願者数							
		合格者数							
		入学者数(A)							
		入学定員(B)							
		入学定員充足率(A/B)							
		在籍学生数(C)							
	××専攻	取容定員(D)							
		取容定員充足率(C/D)							
		志願者数							
		合格者数							
		入学者数(E)							
		入学定員(F)							
		入学定員充足率(E/F)							
		在籍学生数(G)							
○○研究科合計	取容定員(H)								
	取容定員充足率(G/H)								
	志願者数	0	0	0	0	0			
	合格者数	0	0	0	0	0			
	入学者数(I)	0	0	0	0	0			
	入学定員(J)	0	0	0	0	0			
入学定員充足率(I/J)									
在籍学生数(K)	0	0	0	0	0				
取容定員(L)	0	0	0	0	0				
取容定員充足率(K/L)									

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
	××学科	入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
○○学部合計	入学者数(4年次)							
	入学定員(4年次)							
	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
入学定員(3年次)	0	0	0	0	0			
入学者数(4年次)	0	0	0	0	0			
入学定員(4年次)	0	0	0	0	0			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、取容定員充足率は、取容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。